

故略○中 肥國謂建日向日豐久士比泥別自久至泥以音

〔古事記傳五〕さて肥國と云より十三字、今は真福寺本及一本に依れり、此處舊印本及延佳本、又一本などには、肥國謂速日別日向國謂豐久士比泥別と作り、されど如此ては、上に「有面四」云々とある數に合ざれば、略註日向國の無き方ぞ古本なるべき、然るに右の如く、日向國の加はりたる本は、舊事紀に依て、後入のさかしらに改めたる物とこそ思はる、舊事紀に右の如く、あて記すとて、日向の無きを疑ひて、かの日向日とある亦名を其として、下の日字を國に改め、その下に謂字を補ひて、豐久士比泥別を其日向國の亦名とし、又然爲るときは、肥國の亦名、建一じになりて、建を速に改めつる物なり、凡て彼書は、かくさまのさかしらいと多し、されど上の有面四とあるには、心つかで、其をば改めず、四の顯れたるぞなかしき、○中略抑日向國の此に入らざること、は、上代に其地は、なほ肥國と熊曾國との内にありて、未別に一國には立ざりしなどの傳なるべし、

〔肥前風土記〕肥前國者、本與肥後國合爲一國、昔者磯城瑞籬宮御宇、御間城天皇崇之世、肥後國益城郡朝來名峯有土蜘蛛打猴頸、媛二人、帥徒衆一百八十餘人、拒捍皇命、不肯降伏、朝廷勅遣肥君等祖健緒組、伐之、於茲健緒組奉勅悉誅滅之、兼巡國裏觀察消息、到於八代郡白髮山、日晚止峯、其夜虛空有火、自然燦燦、降下就此山燎之、時健緒組見而驚怪、參上朝廷奏言、臣辱被聖命、遠誅西戎、不霑刀刃、烏賊自滅、自非威靈何得然之、更舉燎火之狀奏聞、天皇勅曰、所奏之事、未曾所聞、火下之國、可謂火國、卽舉健緒組之勳、賜姓名曰火君健緒純、便遣治此國、因火曰火國、後分兩國、而爲前後、又纏向日代宮御宇大足彥天皇行、景誅球磨贈於而巡狩筑紫國之時、從葦北火流浦、發船幸於火國、度海之間日沒、夜冥、不知所著、忽有火光遙視、行前、天皇勅棹人曰、直指火處、應勅而往、果得著崖、天皇下詔曰、何謂邑也、國人奏言、此是火國、八代郡火也、但不知火主、于時天皇詔群臣曰、今此燎火、非是人火、所以號火國、知其爾由、

〔先代舊事本紀十〕火國造